

高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
暫定保管と社会的合意形成に関する分科会（第3回）と
暫定保管に関する技術的検討分科会（第5回）の合同会議
議事要旨

平成26年4月14日（月） 16:00～19:00

日本学術会議 5階 5-A（1）会議室

出席者： 船橋委員長、柴田副委員長、小澤幹事、寺西幹事、小野委員、金井委員、山地委員（以上、社会的分科会）

山地委員長、柴田幹事、河田幹事、三枝委員、千木良委員、船橋委員（以上、技術的分科会）

事務局：盛田参事官、佐藤専門職、寺島職員

参考人：伊藤正雄氏（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課放射性廃棄物等対策室室長）

吉田文和氏（北海道大学大学院経済学研究科特任教授）

資料： 資料1 社会的分科会前回議事要旨案（※メインテーブルのみ配布）

資料2 放射性廃棄物WG中間とりまとめ（案）の概要

資料3 放射性廃棄物WG中間とりまとめ（案）報告書

資料4 地層処分技術WGとりまとめ（案）の概要

資料5 地層処分技術WGとりまとめ（案）報告書

資料6 環境・廃棄物経済学から見た高レベル放射性廃棄物問題

資料7 【プルトニウムは今】大間原発、なぜフルMOX炉を新設するのか

資料8 技術的分科会前回議事要旨案（※メインテーブルのみ配布）

【船橋社会分科会委員長挨拶】

- 時間になったので会議を開催したい。本日は2つの分科会の合同会議である。お二人の参考人を招へいしている。このヒヤリングを提案したのは社会分科会であるので、社会分科会委員長の私が議事進行を行う。本日の会議は定足数を満たして成立していることをご報告する。参考人からの意見聴取と質疑応答が主たる議題であるが、それに先だって、前回、前々回の議事録の取り扱いをお諮りしたい。資料1が社会分科会の前回議事要旨案、資料8が技術分科会の前回議事要旨案である。会議中に各位に適宜お目通しいただき、本日の最後にご承認をいただくことにしたい。
- 最初のヒヤリングは資源エネルギー庁の放射性廃棄物等対策室室長の伊藤正雄氏である。続いて、環境経済学のご専門の北海道大学大学院の吉田教授にお話をいただく。お二人のご説明とそれについての質疑応答・意見交換が本日の主たる議題である。本日は

3時間の時間を取っているのです、お二人のご説明と質疑応答で2時間ないし2時間半を確保し、その後、分科会内部の意見交換を行いたい。

- なお、委員の中で名古屋大学の小野教授が今回の会合で初めて参加されるので、自己紹介をいただきたい。

：専門は政治学、最近は紛争処理の政治学に取り組んでいる。前回の委員会から引き続き委員を務めている。よろしくお願ひしたい。

(1) 参考人ヒアリング

参考人より、資料2～5に基づいた説明があった。

- 二つのワーキンググループの取りまとめ案をご紹介したい。資料2から資料5をお配りしている。一つ目は放射性廃棄物ワーキンググループの中間取りまとめ案の概要と本文である。昨年の5月28日から総合エネルギー調査会の原子力小委員会のもとに、増田寛也元岩手県知事・総務大臣を委員長とした審議体として設置したものである。これまでに通算12回の議論を行ってきており、まとめという段階に来ており、現在パブリックコメント中である。5月の連休前にパブリックコメントを取りまとめ、少なくとも1回以上審議を行う予定である。本日は概要資料を用いて簡潔にご説明したい。
- まず、私どもが一番大きな意義と考えているのが、科学者のみならず、社会学者や原子力利用に対して慎重な意見を有する者にも委員として参加をいただいて審議を行っているという点である。そして決して交わることのない思想的な意見の違いがある中で共有できる内容が何かをまとめきっているところが重要ではないか。
- 全体の構成であるが、日本学術会議ならびに原子力委員会からそれぞれ2012年に出された提言を踏まえながら、取りまとめを行っている。本文の3ページを見ていただくと、「取組の現状と課題」がある。1966年の第1号商業用原子炉の運転開始以来の動きとして、地層処分の研究開発や法制度整備の経緯をまとめている。(2)という項において、国ならびにNUMOがどのような取り組みを行ってきたかの定性的な説明をしている。
- 4ページでは、2007年の1月に高知県東洋町から初めて文献調査への応募があり、調査受け入れの是非をめぐる地域を二分する論争に発生したことを指摘し、合意形成の難しさ、丁寧な対応の必要性といった反省を掲げている。
- 続いて、諸外国の取り組みも紹介した上で、日本学術会議からのご提言を4点にまとめて紹介している。すなわち、自律性・独立性ある科学者集団による審議の必要性、暫定保管の提案、総量管理の提案、立地選定手続きの改善と多段階の合意形成の必要性である。
- これを受けて、原子力委員会が見解を取りまとめ、私どものワーキンググループの審議に至っている。

- ただし、5 ページ目の 35 行目以下にあるように、原子力政策全体との兼ね合いの中でこの問題を議論することの重要性を認識しつつも、このワーキンググループは、すでに発生しているガラス固化体、使用済燃料の処分の道筋を平行しながらでも議論し、取組を前に進めていくことが重要という位置づけである。
- 7 ページからが審議結果の中身である。1 つ目は制度的な管理なのか、最終処分なのかという、基本的な考え方である。最終処分を目指す主な理由は、数千年、数万年単位の期間にわたって能動的な管理を継続することは困難という認識を確認し、IAEA 等の国際機関の文書も参照しつつ、パッシブな方法を可能な限りを模索するということが中心的な議論になった。
- 日本学術会議の提言においても、処分に至るまでの一つの段階としてモラトリアムの期間の設定を考慮すべきとのご議論があったことも踏まえ、ワーキンググループの結論としては、最終処分とは、人の手を離れても大丈夫なように管理の手間を減らしながら、最終的に安全な状態にしていく概念と定義している。したがって、管理と最終処分は決して排他的な関係になるものではなく、あくまでも将来世代の負担を軽減するために、最終処分を可能にするために最大限の努力をするという意味である。
- 同時に、原子力全体、国、関係機関に対する信頼がないため、最終処分ありきで進めることには社会的支持がないということを感じることが極めて重要だと理解している。
- これに関して、社会学者からは、管理負担と不確実性のトレードオフの関係を踏まえ、人的管理の継続を積極的に否定すべきではなく、将来世代の選択を尊重できる仕組みを確実にすべきとの指摘があった。
- 続いて、不確実性を考慮した取り組みについてである。その際に、大きな考え方が二つあるが、両者は二項対立的なものではなく、おそらく重なるものだと考えている。日本学術会議からは、合意形成や信頼確保、研究開発のための時間を確保すべく、暫定保管を検討すべきとの提案がなされている。また、国際的にも、将来世代の柔軟性を確保することの重要性が認識されている。
- 他方で、当面の保管により将来世代にとっての柔軟性を確保すれば現世代の責任を果たせるというわけではないとの指摘もある。日本学術会議も当面の保管さえすればよいという立場を取っているわけではないと理解している。やはり、現世代は将来世代が必要なタイミングで最終処分ができるように最大限努力すべきであり、実態上は、そのやり方の形態の違いだろうと理解している。
- 国際的には、現世代が最終処分の実現に向けた取り組みを最大限進めつつ、同時に将来世代にとっての柔軟性を確保する方策として、「可逆性」「回収可能性」を担保したプロセスが検討され、導入されつつある。ワーキンググループとしては、わが国でもこうした考え方を十分に具体化するべきだと考え、これらの考え方の定義も紹介している。
- 地層処分に不確実性が存在し、社会的信頼も不十分な状況に鑑みれば、地層処分を絶対的な方針と見なさず、常に他の選択肢を留保しながら、将来世代が最良の処分方法を

選択できるよう、適応的なアプローチを取ることが不可欠である。

- そこで、ワーキンググループとしては、日本学術会議の暫定保管の提案や原子力委員会の見解を踏まえ、可逆性・回収可能性を担保することで、将来世代も含めて意思決定を見直せる仕組みとするべきだと提案している。
- 続いて、最終処分方法についての検討があった。現状で最終処分を目指している全ての国が地層処分を採用している一方で、地層処分の安全性については不確実性も残されている。したがって、この不確実性を今後低減する努力を重ねると共に、代替処分方法についても可能性を模索することが必要であり、そこで、地層処分以外の方式についても検討を行った。その結果は本文中で表にして示している。
- 結論としては、わが国においてこれまで科学的知見が蓄積され実現可能性が示されているのは地層処分であるというのが全般的な結論であった。他の処分方法は現時点で克服できない物理的な困難が伴う一方で、超長期の期間における地質の安定性に対して懸念を示す専門家がいること、また、他の処分方法と比べて消極的に選択されていることから、現時点での選択としての最良な選択は地層処分であるが、今後の技術進歩等によっては他の処分方法も有望となり得ると結論づけている。また、リスクを完全にゼロとすることはできず、残る部分是最善の対処を尽くすことで対応せざるを得ないとの意見もあった。
- そこで、「第2次取りまとめ」以降10年が経過し、東日本大震災等の新たな事象もあったことから、最新の科学的知見を洗い直して今後の研究課題を明らかにするべきとの提言がなされた。これに基づき、「地層処分技術ワーキンググループ」を昨年10月に設置した。このワーキンググループについては後述する。
- 今後の具体的な取り組みについては、科学的知見の継続的・定期的な評価・反映、代替処分オプションの研究開発の推進、中間貯蔵や処分場閉鎖までの間の管理のあり方の具体化、という三つの取組を進めることを提言しており、こうした取り組みで得られる知見をもとに、社会的合意形成を段階的に進めることが必要としている。
- すでに現状の制度でも、可逆性・回収可能性は担保されているが、処分地選定の調査の各段階で首長の意向を確認するものであり、処分方法全体の見直しに関わる意思決定の可逆性については具体化されていないため、この部分について具体化を図るべきとの意見が多数あった。
- 具体的に可逆性・回収可能性の中身を検討していく上で一番大事なことは、新たな知見に基づいて段階的に社会的合意形成を進めていくことである。現時点では国民・地域が判断するための材料が不足しているものの、節目、節目に意思決定ポイントを設け、その時点での知見を踏まえて適切な意思決定を目指した公共的討議を深めることができるようにしていくことが重要。
- その際に、大切にしなければならない視点が大きく二つある。まず、多様な立場の方々がそれぞれ真摯に議論を尽くし、段階的に社会的支持を得ていくことが不可欠である。

資源エネルギー庁でも「双方向シンポジウム」等の場を設けているが、冷静な議論の場を積極的に設けて公共的討議を喚起することが重要。もう一つは、国民・世論の後押し的重要性である。地域で処分事業の受け入れを検討するためには、処分事業の必要性が社会的に共有され、当該地域を応援する機運が醸成されることが必要。国やNUMOは、関係するステークホルダーとしっかり協議をして、最大限の取り組みを進めるべきである。

- 総量管理の考え方に対しては、スウェーデンの例を挙げているが、脱原子力の方針の決定が最終処分事業前進の直接的な理由ではなかったとの見解が同国の専門家から示されている。廃棄物の問題は、海外においてもそれ自体を1つの重要な問題として扱って取り組んできているということだと理解している。
- 原子力政策に対する社会的合意は世代毎に変化するものであり、最終処分場の立地政策は原子力政策に対する社会的合意の有無や廃棄物の量にかかわらず難しい問題。
- 原子力政策を考える際に、この廃棄物問題は避けて通れない重要な問題であり、このワーキンググループとしては、処分問題の解決の道筋を示し、原子力政策の議論と並行して最終処分問題の解決に向けた道筋を示すとともに、可逆性・回収可能性の概念を示した。
- 次に、最終処分地選定に向けた取組について、安全な処分ができる地点を選定すること、地域の理解のもとで地点の選定が行われること、そして、処分場の受け入れに伴う受書を補う措置が必要であること、の3点について議論があった。
- これを具体化したのが処分地選定プロセス改善の提案である。従来はNUMOが文献調査を実施するに当たっては、公募方式が採用されていた。このことが、かえって首長の責任を過大にしているとの議論があった。これを変えるために、国が科学的により適性が高いと考える地域を前もって示すことが提案された。
- スウェーデンSKBインターナショナル社のマグナス氏からの意見聴取によれば、地域の地質環境特性を科学的見地から明らかにすることは、地域の方々とのコミュニケーションの糸口になった、また公募方式には限界があったため、ある程度地域を特定した上での積極的な呼びかけに変更したとのことであった。
- そこで、より適性の高い地域を科学的に示すことが議論された。ただし、大事なのは透明性と公平性であり、科学的な有望地の選定に当たっては、一つの案として、地層処分技術ワーキンググループの評価結果を踏まえて検討を進めることがありうると考えている。
- 続いて、地域における合意形成については、住民不在で処分事業が進められてはならない。したがって、文献調査の受け入れを決定する前の段階から、住民の意向を事業にしっかり反映させる仕組みが必要であり、地域のステークホルダーが主体的な検討を行う場を具体的に作りたいと考えている。
- 続いて支援策については、現状では、多額の交付金が支給されることから、交付金目当

てとの批判も聞かれる。そこで、我々としては、地域から何が求められているか、地域の将来ビジョンを国・NUMO が共有した上で、例えば雇用創出につながるような、経産省の所管にとどまらない総合的な支援策を政府一体で進める仕組みを今後検討したいと考えている。

- 次に、処分推進体制について、処分懇談会の報告書では、発生者責任の原則に基づき、処分事業は民間事業として実施し、国は長期にわたる実施の安定性や安全性を外部から監督するという考え方が示され、これに基づいてこれまでの取り組みがなされてきた。
 - しかしながら、この役割分担では、結果的にこれまでうまくいってこなかった。そこで、発生者責任を重く見て、電気事業者が主体的な役割を果たすという原則は維持しつつも、国がより技術的・社会的信頼を確保する役割を果たすような方策を講じる必要があると考えている。
 - もう一つは、公正な第三者が外部から定期的にチェックする仕組みの構築である。資源エネルギー庁がお手盛りで行っても信頼にはつながらない。
 - 以上を踏まえ、まず、NUMO の体制を抜本的に見直す。組織としてのアクションプランが明確ではなく、経営責任もあいまいであったとの反省に立ち、ガバナンスを強化し、目的意識を強化した組織に改革させたいと考えている。スウェーデンの RD&D レポートのように、期間を定めて、外部からのチェックをしっかりと受ける仕組みを構築し、信頼を培うことが重要。
 - また、第三者評価の活用については、技術評価のみならず、いわゆる合意形成活動の社会的評価も継続的に実施することが必要であるが、資源エネルギー庁のみでこの役割を行うことはあまり適切ではないと考えている。例えば、原子力委員会のあり方について改正法案が提出されており、放射性廃棄物の処理・処分は今後重要性が高まる事務として位置づけられている。もしこのような位置づけで新原子力委員会が設置された場合には、第三者評価の役割を担ってもらうことも有力だと考えている。
 - こうした内容の議論をこれまで 12 回にわたって行ってきた。これが放射性廃棄物ワーキンググループの議論である。
-
- 続いて、技術ワーキンググループについてである。資料 4 と 5 であるが、資料 5 の報告書本文を用いて説明する。地下水、火山、地質等学会の推薦等も受け、技術専門家を集めてご検討をいただいた。
 - この 10 年間、新しい知見について十分にフォローができていない中、わが国において本当に地層処分ができるのかどうかについての専門家の意見をまとめることが必要。、地層処分における好ましい地質環境を特定するとともに、それに対して長期に擾乱を与えうる事象を特定して、両者を勘案してどういったものをサイト選定プロセスの中で避けていく必要があるのかを審議した。NUMO から資料を提出いただき、専門家の方々

に磨き上げていただいた。

- また、特にこのWGの運営にあたっては、中立性と独立性、そして日本学術会議の見解にも示されたように各委員の自律的な審議が必要であるので、エネ庁が自ら資料を作成し、説明するといったスタイルはとらず、また、審議内容についての専門家への意見募集を3回にわたって実施した。
- 審議内容としては、地層処分の安全機能に著しい影響を与える天然現象について、段階的なサイト選定により回避することが必要であり、回避すべき天然現象を抽出するための前提として、地層処分において、放射性物質を長期に隔離し閉じ込めておくために好ましい地質環境特性について特性ごと(熱環境、力学場、水理場、化学場)に整理し、それらについて影響を与える天然現象について議論を行い、サイト選定において回避すべき事柄を見極めた。
- また、今回「時間・空間スケール」という新しい概念を追加した。地質環境や長期安定性を確認する対象として、処分場近傍を「処分場スケール」、その外側にあつて、地質環境特性に影響を与える事象が分布する領域を「広域スケール」として整理し検討を行った。また、事業の進捗に応じて段階的にサイト特性の選定調査をすべきとの検討も加えた。
- 具体的には、まず、人工バリアと天然バリアの各構成要素の閉じ込め機能が時間と共にどう変遷していくか、それに応じてどのような事象を回避すべきなのかを詳述している点が今回の報告で新しい点である。そして、その変動の範囲が機能維持の観点から許容できる場合、その地質環境特性は長期的に安定と見なすこととしている。
- 次に、2000年レポートに比べて特に新しいのは、最終処分法で定められた調査の段階のそれぞれに加えて、文献調査に先だつて、地域を特定しない一般的文献情報に基づく事前確認の段階を加えた点である。
- 報告の内容について、まず、好ましい地質環境特性について、熱環境について例にとって説明をすると、地温は低いことが好ましく、地温が100℃を大きく越える期間が長期にわたり継続しないことが重要とされた。
- この特性についてのこれまでの科学的知見は、地温の実測例は限られているが、地温勾配に関するデータベースの整備は進んでおり、第2次取りまとめにおいては100mあたり5℃以下の変化とされていたが、その後の瑞浪・幌延の両深地層研究施設での実測結果等の知見を踏まえると、火山地域等の高温異常域を除けば、100mあたり3~5℃との見解は一般的と見なしうるとされた。
- また、高温異常域をどう避けるのかということについては、影響要因を2つ示している。熱源の移動・発生と地表の温度の上昇である。熱源の移動・発生については、マグマに代表される地熱活動と断層の摩擦熱の2つが原因として想定される。地表の温度上昇については、気温の変化と火山活動に伴う火砕流の到達が挙げられる。
- 地熱活動による熱源の移動・発生については、従来知見と現時点の知見の間で大きな

差異はないとの結論が得られた。

- 断層の摩擦熱による熱源の移動・発生については、第2次取りまとめの後、既存の活断層を対象とした検討事例が多数報告されたが、それらの知見に基づけば、断層活動に伴う摩擦熱により 150～400° C 程度の熱水が断層破碎帯内において形成される可能性があるものの、数十日程度で 100°C を下回る温度に低下するとの検討結果が得られたことから、ベントナイトの熱変質はわずかであり、避ける必要はないと結論づけられた。
- 地表の気温の変動については、第2次取りまとめ以降の知見に基づいても、地表における気候変動による気温の変化は数°C程度にとどまることから、地下深部の温度には大きな影響を与えないとの評価が得られた。
- 火砕流による地表温度の上昇については、第2次取りまとめでは検討は行われていない。今回、その後の知見を踏まえた解析を行ったが、火砕流の堆積厚さ、深度にかかわらず 100° C を下回ることで、火砕流の影響は深部ほど受けにくいことが明らかとなり、火砕流による地表温度の上昇は著しい影響を与える影響とはならないとの結論が得られた。
- これらの結果、地熱活動のみが回避が必要な要因である旨が明らかとなった。同様の評価を力学場、水理場、化学場についても専門家に依頼し、処分場に好ましい地質環境特性に著しい影響を与える事象を整理した。その結果は報告書本文 27 ページの表に示されている。
- この成果をサイト調査においてどのように生かすかが 29 ページ以降で示されている。段階的調査については、事前確認を加えた4段階で調査することを示した。将来の影響が明らかな天然現象については、原則として事前確認、文献調査および概要調査の段階に、入念に調査を実施し、影響が著しいと想定される範囲を回避して、サイトを段階的に絞り込むものとする。
- なお、精密調査においては、地下調査施設を設けること等から、追加の調査で新たな情報が得られる可能性があるため、その場合には、改めて影響範囲等を評価し、必要に応じて著しい影響の範囲を回避することとした。
- また、複合的な影響というのも事象によっては考えられる。これについても、実際に発生可能性を考慮し、具体的な検討ができる段階で回避をしていくことになると思われる。
- さらに、避けて通れないのがプレートシステムについての理解である。これまでの数十万年間から百万年間の間では、日本列島の地殻変動の傾向や火山活動の場は著しい変化が生じていない。様々な知見を検討しても、将来の 10 万年程度であれば、大きな変化が生じるとは考えにくいし、仮に変化が生じても変化には百万年以上の期間を要するので、10 万年間程度であれば大きな変化にはならないとされた。
- このことを踏まえて、地層処分に著しい影響を与える自然現象の影響回避の方法を検討した。例えば、火山・火成活動に関して、地熱活動について、第2次取りまとめは、火山の噴出の中心から数 km から 20km の範囲に温度異常域が見られるとされていた。これに対するその後の知見を踏まえると、火山から 10km の範囲は温度への影響が大きく、

また、熱水の pH が 4 程度の賛成となる領域は同 15km 程度の範囲に分布していることから、最近の地質時代において火山が活動した場所から 15km 程度の範囲を事前確認において、原則として文献調査の対象地域から除外することとした。その後の調査段階において、火山の影響範囲等を具体的に調査し、さらに絞り込みをかけるという考え方である。

- 他の事象についても、同様に現象の考え方とその回避の考え方を示している。
- 今回のワーキンググループでは、今後取り組むべき広域的な現象理解に関する研究課題、概要調査以降をにらんだ調査・評価手法に関する研究課題について、委員から提示を受け、これも取りまとめに盛り込んだ。
- 科学的な有望地選定を国が行うことは昨年 12 月の関係閣僚会議において決定されているが、今回の成果を踏まえれば、優・良・可・不可のうち、「不可」の地域は少なくとも示せるという結論が得られたと理解している。今後は「優」の地域を誰がどのように示すのが課題となる。
- 今後については、2 つの WG の成果を踏まえ、関係閣僚会議を開催して、法律に基づく基本方針や処分計画を見直し、国が取り組む方向性を示す局面に入る。それに向けて、回収可能性の中身の具現化、CLIS のような地域情報委員会の具体的な制度設計、支援策の内容等、中身を詰めている状況である。

【質疑応答】

：問題は複雑多岐にわたり、社会的合意形成と地質学的な面の両面があることから、先ほど話した時間よりも長い時間を取ることも必要かと考えている。まず資料 3 については、前期の学術会議からの提言への言及もあったので、まずそれについての質疑応答を行い、その後に地質学的な検討について議論したい。

- 資料 5 の方は専門外であるので、資料 3 について 2 点質問する。かなり学術会議の回答を踏まえてご検討をいただいておりますが、この報告書の 9 ページ 9 行目の「社会的信頼が不十分な状況がある」という記述、あるいは、その後も「社会的信頼」という言葉がいくつか出てきている。私は社会的合意形成のプロセスに入る前の段階として、まず、国内での最終処分の報告に向かう事への全般的な国民からの信頼を勝ち得なければ、具体的な合意形成の段階には入れないと考えている。後段に行ければ幸いではあるが、前段について、報告書においても社会的信頼が不十分であるとの認識が示されているのであれば、なぜ、社会的信頼が不十分なのか。信頼を勝ち取るための方策が具体的にどのように考えられているのか。これが見えない。信頼が得られた後のことは諸々書かれている。例えば、報告書の末尾に示されている「信頼」は、国民や住民が詳細については専門家や国、実施主体などに任せて、という段階の話だと思う。一番不安に思っているのは、科学者同士でも意見の対立がある中、同じテーブルについて合

意形成をしようという報告書が出てきたことは画期的ではあるが、それを国民全体のものとし、社会的信頼が不十分な状況を変えるためには何をすべきか、そうした議論はなかったのか。

- 2点目は、学術会議の回答の要約で若干触れられたことだが、総量管理についてである。総量管理に関しては、総量管理ができたからと言って最終処分場のプロセスが進むわけではないと、安易に通過されている印象がある。総量管理、現時点でも膨大な廃棄物がある中で、その増分の抑制に対してどのような具体的な方策が考えられているのか。そして、国民の信頼を勝ち取るためには、現存のものを処分する責任を訴えることと共に、処分場が立地してしまえば、際限なく安易に廃棄物が投棄され続けることに対する国民の不安感にも答える必要がある。信頼を勝ち取る上での一つのファクターとして、総量管理や総量の増分の抑制が学術会議の回答では強調されていたはずだ。この点をもう少し慎重かつ真剣に取り扱っていただいてもよかったのではないか。

- このワーキンググループでも、一部の委員からは総量管理の議論ができない、国民の信頼が得られるような議論ができないと最終処分についての理解や信頼が構築できないとのご指摘があった。しかし、このワーキンググループの立て付けとしては、すでに発生している1万7000トンの廃棄物をどう処分するか、その具体的な方策を検討することが求められており、原子力政策に対する社会的合意をうることが重要であることは認識しつつも、並行的に議論し、取り組むしかない、というのが中心的な意見であった。

- 社会的信頼と合意形成の入り口論については、安心と安全、技術の信頼性と社会的受容性、これらについて、広報ではなく広聴、双方向の議論を積み上げる必要があるとの指摘があったので、双方向シンポジウムの経験を踏まえ、住民、国民の意見を広く聴くという観点は盛り込まれている。ただ、ご指摘のような2段階に分けた上での前段階についての議論が深まらなかったという点は認めざるを得ないし、このWGでの議論や報告書がそういったものに少しでも寄与することを期待したい。

- 紛争処理の政治学では、ファンダメンタリズム、すなわち強固な賛成派と強固な反対派が激突している状況をどう解くかが分野において議論になっている。南アフリカのアパルトヘイト中止に関して、デクラーク大統領と獄中にあったマンデラ氏が極秘にトップ会談を行い、その両者が合意したのであれば、と両側のファンダメンタリストが動きを抑制できた、という例がある。決定的な対立がある問題については、どういうところに落とし込むかという具体的な方策よりも、象徴的な人物を激突させて、その中で、相手の言い分もわかる、だんだん落としどころを探る具体的な議論に入ろうという風に、前提条件をつくる議論をしないと、個別的な議論には個別的な反対が出て粉碎されるとい

う繰り返しにしかならない。こうした研究成果を参考にして欲しい。

- 今の指摘の 2 番目の点に関わる。学術会議の検討委員会も、資源エネルギー庁の委員会も似たような課題設定がなされた。我々の委員会も、原子力政策そのものの是非を求められたわけではない。しかし、3.11 等も踏まえて、この問題の合意形成をしていくためには、総量管理という考え方を導入しなければ、全体的な国民的合意を得られない、個別の立地選定の合意も得られない、そういう枠組みを示す議論を示したと理解している。今回の報告書では、学術会議の提言の総量管理にある種の反証を示す議論として、スウェーデンでの時系列を示し、必ずしも原子力政策が主要な要因とはならなかった、という指摘がなされている。この時系列の提示は、反証として成り立っているのか。スウェーデンにおいて時系列的にこのようないきさつがあったことを示して、様々な分野の研究者が合理性を持ち寄った結果として示した総量管理の必要性の訴えに反論するというのは揚げ足取りだ。
- スウェーデンの専門家から意見を承った時にそのような指摘を得たことから記載したものだ。おっしゃるように、たまたまそうであったのかもしれない。その意味で、無礼があればご容赦いただきたい。
- 無礼とかそういう問題ではない。学術に携わる人間として、この問題について国民に対してどう責任を持って議論を示すかという立場から示した意見であることを認識して欲しい。
- 今、両委員からも指摘があったが、総量管理との関係が独立であるかという学術的法則性、因果関係の存在が確認されているのかを伺いたい。私はオランダの専門家でもあるが、発生量が少なければ、オランダのように当面の管理を継続できるというロジックを考えれば、総量管理がなされれば、最終処分は不要だという考え方もありうるのではないか。逆に、どんどん廃棄物が排出されれば、最終処分せざるを得ないという考え方が生じるかもしれない。スウェーデンの場合にはそのようなロジックがあったのかもしれない。委員会のミッションはそれはそれであるのだろうが、社会科学的なロジックとして、総量管理をした方が最終処分につながるのか、しない方が最終処分に向かうのか、あるいは両者は関係しないのか。私は前委員会には関与していないが、後に説明いただいた報告書では、自然科学的なロジックを詰めているようだが、先にご説明いただいた報告書の社会科学的なロジックはどうか。
- また、可逆性と回収可能性についてだが、これも同様に、これらを確保の方が合意形成にいたらないという仮説もあり得る。不可逆的でもうどうしようもないから、丸山政治学で言う既成事実の追認というが、可逆性がなくなればなくなるほど意思決定に至り、

あればあるほど保留になるという考え方もありうると思われるのだが。

- 地方自治の専門家としては、地元立候補制は地元拒否権があることの裏返しである。これは分権時代の制度だ。しかし、今回は集権的な逆行が入っている。国から示す、そして、いろいろ書いてあるが、地元には拒否権はない。これは 1970 年代以前からの国の原子炉規制等のロジックと同様だ。安全協定による実質的な同意権の担保は法的規制の外である。従来は、手挙げ制であったので、嫌な自治体には絶対に受け入れさせられなかったが、急速に集権的な逆ドライブがかかっている。分権的では進まないの、という気持ちは一般論としては理解できるが、地元の了解が必要だという前提を示しつつ、地元の立地補償、同意権、拒否権を認めないというのは、地元の了解無しに進めることを法的に認めてしまうのではないのか。従来は制度で進まなかったことの原因は法制度のロジックの問題ではないのではないのか。そうした因果関係の分析を聞かせて欲しい。増田委員長は地方自治の専門家であるはずだ。

- 3 点目から説明する。国から科学的有望地を示すというかけ声がかかっているが、これは自治体の手挙げ方式の廃止ではない。また、今も申し入れの制度はある。今回の提案は、手を挙げる環境をもう少し国が整えるという話である。文献調査以降の各段階で地元首長の同意無しには先の段階に進まないという制度もそのまま残る。公聴会、住民投票などによる地域における同意確認ということもありうるだろう。拒否されないように取り組みたいとは思いますが、強権的な方向に制度を変えたわけではない。むしろ、事前の段階でどう地域住民に丁寧に説明するかを重視している。フランスの CLIS のように、国が申し入れをする前の段階で、首長が住民の多様な意見を吸い上げ、賛否の二項対立に陥らないようにしたいと考えている。また、地域における議論の進め方も、国からお仕着せをすることはなく、地域の主体的な検討に委ねる意向である。

- 可逆性・回収可能性を入れれば入れるほど解決しないのではないのか、というおそれは確かにありうるだろう。しかし、現在念頭に置いているのは、閉鎖するまでの間の可逆性・回収可能性である。その間の技術進歩や社会的議論によって地層処分が中止され、他の手段が取られることは正統性の観点において問題はないと考える。報道等では地元が手を挙げやすいようにするためのまやかしとしてこの考え方を導入したという批判があるが、我々としては、この考え方は問題解決をしやすいようにするというよりも、現時点での限界に対する意識から、将来世代の柔軟な判断の余地を残すという考え方からこの考え方を提案したものである。

- 最後に、廃棄物の量についてである。今の制度は、震災前の状況で、50 基以上の原発が 7 割の稼働率で稼働し、年間 800 トンの使用済み燃料が出て来ると仮定して、経済的

にコストが安定する、1 個所あたり 4 万本という見当で電力会社から積立金の拠出を受けている。個人的には、1 本でも 4 万本でも、あるいは 100 万本でも、この問題の本質的な難しさは変わらないと思うが、他方で、受け入れ地域からすれば、処分場面積の大小は程度によっては懸念につながると思う。したがって、廃棄物の量は関係はあるが、今出ている使用済燃料をどうするか、という議論はしなければならないという点は立場を越えて共有されていると感じた。その点の第一歩を踏み出したとご理解いただきたい。

- 総量管理について、21 ページでは、廃棄物の発生量の上限を定めることを総量管理の含意と捉えているように思われるが、学術会議の回答では発生量の増分の抑制も含意としている。敢えて難しい方の含意を捉えて議論をするのは自縄自縛ではないか。今日来ていただいたこの 2 つの分科会は、暫定保管について概念の明確化を図っている。その点で言えば、可逆性や回収可能性について、今の話だと処分場の閉鎖まで、ということ考えているようだが、学術会議としては、もちろん回収可能性を備えた処分の回収可能な段階を否定するものではないが、それを含んで、使用済み燃料やガラス固化体の長期保管を視野に入れている。それについて敢えて触れないのはどういうことか。検討されたのか。暫定保管というのは、「処分」の難しさを緩和するために別途保管するというものである。回収可能性を備えた処分というのは、暫定保管のメインストリームではない。であるにもかかわらず、メインストリームを取り上げなかった理由は何か。3 番目は、この提言に基づいて、予備的調査を含めた 4 段階にするという話もあったが、特廃法を改正するつもりはあるのか。
- 総量管理が増分の抑制を含むというのはその通り。暫定保管については、暫定的な責任保管という概念だと承知している。現行制度では、物理的には 70 年程度を処分までに要するが、その後閉鎖までの期間は決められていない。結果的に、数百年を要することもあり得ると考えている。そうなったときに、長期貯蔵とどう違うのか。言葉の使い方に曖昧さを感じる。最終処分に至るまでに人の手による管理を徐々に減らしていく過程とどう違うのか。ワーキンググループでも、言葉の使い方として、実態上は変わらないのではないかという意見が 7, 8 割ある。他方で、地層処分という考え方そのものをはっきりやめて、ゼロから議論し直すべき、廃棄物の管理の実態としては同じでも、指し示す意味が大きく違うという意見があることも承知している。なお、法律は再処理したものを地層処分することを念頭に置いている。これが、直接処分だとか、サイクルをどうするのか、という議論が入ってくれば、法改正の議論はあり得る。ただ、現行の法律は、あくまでも「再処理した場合」の処分の仕方を示しており、「再処理しない場合」については示していない。その上で、再処理した上でのガラス固化体の処分の進め方について、非常に丁寧に書かれている。制度はまだ実際には動いていないわけで、むしろ、その手前の部分の運用が悪いと考えている。したがって、現時点で法改正の必要性は感

じていない。なお、昨年この時期と現時点で比べると、昨年の時点では多くの国民の皆さんがこの問題についてはよくご存じではなかったと思うが、最近では色々なところでこの問題が取り上げられた結果、社会の認識が深まったと感じる。そうした議論の繰り返しが必要だと思う。オランダやスウェーデンにはそれぞれのお国柄があるのだろうが、この国の場合には、問題を提起し、具体的に物事を進め、障害を感じ、それについて国民が議論することが解決への早道なのだと思う。したがって、今回も、慎重派の方も交えてこういった文章で合意し、可逆性・回収可能性を担保しながら地層処分を有力な手段とし、かつ代替処分オプションも研究開発し、枠組みを広げながら、一步でも二歩でも前に進み、それに対して国民からの批判があれば、それに応えつつ、経験値を高めていけば良いと思う。問題を先送りすることだけは避けたいと考えている。

- 法律の方も言い出すと色々あるが、控えたい。暫定保管について、確かに2012年9月の回答では概念が漠としていたので、それを詰めようというのがこの委員会だ。回収可能性を持つ処分の前段階と暫定保管はだいぶ違うと思う。例えば、100年貯蔵すると廃棄物の発熱量がものすごく下がるので、明らかに処分場の設計自体が変わってくる。そのあたりを整理しようとしていることをご理解いただきたい。(山地技術分科会委員長)
- 回収可能性を持つ処分と暫定保管は場所の固定性、非決定性において根本的に異なる。暫定保管では、その場所はいくらでも暫定的な保管場所であって、その場所で未来永劫に処分場に向けて変異していくという含意は全くない。その点を指摘しておきたい。
- この原案を読んだ率直な感想であるが、淡々と事実の経緯を書いているが、他の委員からも指摘があったように、この間の対応、そこにおける関係者や科学者の発言、その全般を国民は見ている。どこに国民が基本的な不信感を持っているか、あるいは、この報告の言い方で言えば、「社会的支持が十分ではない」ことについて、その原因はなぜかということについての深い反省があり、それが前文に出てこない、淡々と書かれている印象がある。国民の意見を以前も紹介したが、お風呂で有害な水があふれているときに、その元栓を閉めることは別の問題で、この検討会ではやらない、という風にしておいて、あふれ出たものをどうするかという各論をやって、しかも、地層処分の基本方針はちっとも見直さない、説得の文章になっている。地層処分が国際的な標準だという評価を下しているが、これも、スウェーデン、フィンランド、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランスを挙げているが、それでうまく行っているのはフィンランドとスウェーデンだけではないか。ドイツのゴアレーベンは全面見直し、オランダは地上管理、そういう状況を見ずに、我田引水的にしてはいないか。それぞれのバックに、地層処分が適切かの技術的検討があるわけで、今回も報告があったが、日本のように地震列島と、北欧諸国の岩盤の地層の安定性は根本的に違うはずだ。日本は独自に、地層処分がなぜ

有望かということについて踏み込んだ議論と検討が欲しい。そうでないと、読者は率直に言って不安を感じるのではないか。地層処分と長期貯蔵や暫定保管の二つの選択肢について、後者のメリット・デメリットの対比もなされていないが、なぜか。全体として、地層処分論の枠から抜け出していない結論であるとの印象を持ったが、いかがか。

- 地層処分ありきで審議を進めたわけではない。いわゆる反対派の人以外でも、日本が変動帯に位置することから、確信があるわけではないので、地層処分そのものの是非についても議論があった。これまで地層処分以外にどのような処分方法があるのか、具体的にこれまで歴史的に検討されてきた方法を検討し、消極的な選択として、地層処分しかないのではないかと、という議論だった。技術ワーキンググループは、ほぼ全ての関係する学会の有力研究者に参加いただき、そうした中で、変動帯の日本で本当に処分ができるのかをしっかりと再評価してもらい、その結果、先ほど紹介した報告書としてまとめられている。日本の地質環境について、現時点でわかることを、もちろん、国民の皆さんからはまだ足りないと思われるだろうが、現時点でわかることを収めた内容である。暫定保管のような、処分以外の対処方法との比較について、検討不足であるとのこと指摘にはそうかもしれない。ここでは核種変換技術等について言及しているが、地層処分ほど研究が進んでいないため、対比しづらいという点はある。国際的には検討が進んでいる国もあるので、その成果等は積極的に盛り込んだつもりである。

- 3つ質問がある。暫定保管にしろ、最終処分にしろ、施設を作る個所数について問題提起したい。それは単に経済的なコストの問題ではない。学会会議の前期の報告にもあるように、受益圏と受苦圏が重なっているか分離しているかという問題に深刻に関わっている。日本全体で1個所だけであれば、どの場所を選んでも、猛烈な反対に直面するに違いない。なぜなら、自分たちとは関係のないものが圧倒的多数だと認識されるからだ。個所数と負担の公平性の問題は密接に関係している。スウェーデンやフィンランドに盛んに言及するが、フィンランドは北海道程度の人口、スウェーデンも900万人で非常に限定されている国だ。個所数の問題は真剣に考えなければならない。このワーキンググループではこの点をどのように議論したのか。第2の質問は、市民団体が学会会議の回答に対してどのような評価を下しているか、調べたのか。特に、原子力に懐疑的、批判的なスタンスを取っている全国の様々な市民団体がどのような評価をしているか、調べたのか。また、それをどう評価しているのか。最後に、専門家を非常に重要な委員会の委員に委嘱するときに、今回のご説明の限りでは、関係学会からの推薦で選んでいるという。常識的な方法ではあるが、果たしてベストなのか。先ほど、アパートヘイトをめぐる厳しい対立が解決に向かった際には、白人側のリーダーと黒人側のリーダー、それぞれ最も厳しい立場に立っている人物同士が合意すれば、他のバックにいる人びとも合意するという経緯があったとの指摘があった。専門家の推薦のレベルについて、政治的

判断や利害調整のレベルではなく、しかるべき専門家の知見を得ようとするならば、様々な主体からの推薦に基づくべきではないか。学会の推薦も結構だが、原子力に対して非常に厳しい視点を持っている市民団体や自治体からの推薦を受けた専門家も入れる、そうした委員選定をして、仮に、そうした選定を経た専門家が集まった上で、この金属容器は何年持つとか、この地域は危険だとか、そういう科学的判断をすれば、非常に厳しい見解を持っている市民団体の人びとも、その専門的判断については信用するという可能性が高まるのではないか。この点で、日本の従来のやり方はあまりにも安易だったのではないか。このワーキンググループには小林教授が含まれているが、同教授はご存じのはずだが、英国では、今述べたような方法が取り入れられているはずだ。このあたりの可能性はご検討になったのか。

- まず、個所数についての議論だが、具体的に深い議論がなされたことはなかった。現行の方針では、経済的な見地を中心に一箇所4万本という想定で拠出金を積み上げているが、日本学術会議でご指摘いただいたように、受益圏と受苦圏が分離するような不公平なかたちでの役割分担が望ましいか望ましくないかは政策論として今後あると思う。例えば、複数箇所という議論も出て来るだろうし、複数箇所の場合の分布として消費地とそれ以外の地域とか、順番によっても社会の受容性は変わってくるだろう。極端な話、東京でまずある量を引き受けるので、残りを何とかお願いできないか、といった話は、かつての「ゴミ戦争」等を想起してもあり得るかもしれない。次に、市民団体の方々の日本学術会議のご提言に対する評価について、改めて調査したことはないが、パブリックコメントも実施しているし、毎度の会合の都度にも意見を受け付けている。その中には日本学術会議のご提言を引用した厳しいご意見もあった。委員の方々はそれらを注視して来られた。報告書の中でも、皆さんから見れば過剰に思われるかもしれないほど、日本学術会議のご提言に応答したつもりである。専門家の委嘱の仕方については、学会等の推薦や委員の互選を行った。また、放射性廃棄物ワーキンググループについても、委員構成のバランスに非常に配慮をした。あらゆる面でバランスをとって、その中で見識のある方をお願いをしてきている。
- いま提起した論点は我々にとっても重要で、今後議論を深めたいと考えているので、資源エネルギー庁においても検討いただきたい。市民団体のことについては、全国で、非常に長期にわたって原子力にも最終処分に批判的だった団体のリーダーの多くの間で、学術会議の回答を基本的に評価する意見は多い。不満としては、総量の増分の抑制が不評であるが、それ以外の部分は非常に評価が高い。これを軸にしていけば、本当の意味で社会的合意形成に達するのではないかと感じている。その点をぜひ独自に調べて欲しい。

：では、続いて、後半の地質環境についての意見交換をお願いしたい。

- 前回のこの会合で、京都大学の入倉名誉教授から、地震の際の地表面での振動幅と地層における振動幅について、従来の常識は、地下深くの方が振動が小さくなるというのが専門家の常識であったが、中越地震の際に、逆に地下の方が増幅されて振動が大きかったので、検討しなければならない大きな論点である旨のご指摘があった。これは地層処分論にとって非常に大きな論点になり得る旨、山地技術分科会委員長からコメントがあったと記憶している。こうした論点はすでに検討済みなのか。
- そのご指摘が一般的なお話なのか、個別の事象についてのご指摘なのかかわからないが、一般的には5分の1程度に減衰するというデータは膨大にある。
- どう扱うかは別として、情報としては入っていないということか。
- 全て把握しているという認識であったが、今ご指摘のあった数字は把握していないので確認させていただきたい。
- このワーキンググループで非常にたくさんの第一線の専門家を集めたことは理解した。しかし、検討がパーツ毎になっている。地層処分の非常に長期を考えると、やはり地下水による核種の移行の評価であると思う。その地下水の流れは現状ではある程度はわかるが、先ほどの地震動のことや熱水活動などの様々な地質事象を考えれば、いろいろなことが起こることが考えられ得る。先ほどご指摘のあった地下での震動の増幅の話もある。様々な事柄を総合的に把握しないと予測はできない。現状で、特に地表からの調査段階で、こうした影響を与えうる要素をどこまで把握できるのか。あまり明確になっていないと思う。調査の段階を進めていく中で、地表で捕捉できなかった断層が見つかることは十分ありうる。先ほども外国との比較のご指摘があったがこれまでの土木工事の経験でも、掘れば必ず断層が出て来るとというのが一般的だ。それでも、断層が非常に少ないところは見つけることができるはずだ。したがって、地上からどの程度地下の構造を把握できるのかどうか。現状の技術がどこまで適用できるのか。それを明らかにする必要がある。特に花崗岩のような結晶質岩の場合にはそれは難しいと思う。そうであれば、もともと割れ目がないようなところから候補地を選ぶ必要がある。あるいは、技術革新によって、地下の構造をこの程度であれば明らかにできる、ということが確立すれば、それでもよいが、それは容易ではないと思うので、先ほどご紹介のあったようなパーツ毎の検討ではなく、全体的な観点として、割れ目がないようなところから候補地を選んでいくというスタンスが必要であろう。これは詳細に調べればだんだんわかってくるという視点ではない。結局、よくわからない状況が調べるにしたがって色々わかって

きたけれども、明らかに不可という条件には当たらないから次の段階に進む、という事態になるのを危惧している。外国と同じようなやり方では、日本で社会的な支持を得て地層処分を実現させることは難しいと思う。日本ではここが問題だから、こういうやり方でやるのだ、という道筋を示さなければならないと思うが、いかがか。

- ご指摘の通り。地下水については、地形、断層の分布、気候などを総合的に検討する必要がある。これは、端的に言えば掘ってみないとわからない面があると思う。海外の取り組みをまねばかりではいけないとのご指摘もその通りだと思うが、今回の取りまとめでは、できるだけ日本の岩質や地下の環境に応じた形で、今の時点で把握できている避けるべき要素を特定している。その上で、何が整えば処分ができるのか、あるいはできないのか、という議論が今後生じてくることは、それはそれで大事だと思う。
- 現状で大量の使用済み核燃料が存在し、その保管状況が現在のままでよいと思う人もいない、だから何とかしなければならないという国民的な合意がどこまで深まっているのか。それはどういう方法で実現するのか。これは学会の回答でも実ははっきりしない。どこまで合意ができたか、事業が進むのか。そこをはっきりさせないと、結局、合意がないままに物事が進み、その結果として反対を得て事業が頓挫してしまうのではないか。その点をどうお考えか。
- 合意形成に明確な基準はない。個人的な意見としては、最終的には政治の場で決めるしか判断の正統性を確保する方法はないと思う。一方で、いわゆる 20 世紀型の行政の統治のやり方には限界がある。行政が社会を牽引し、論点を明確化し、仮に国民の大半が首をかしげていても、結果が好まなければそれでよいのではないか、というやり方には限界がある。他方で、この問題についてよくないと思うのは、将来も何十年、何百年にわたって、日本の社会が安定し、技術も発展し、現在同様に幸せなのだ、ということ的前提にして、現世代としての対応を考えることだ。なぜなら、それでは結果的に将来に何も残せない議論を惹起する可能性があるからだ。それは責任を果たさない、一番良くないことだと思う。そこで、現時点での行政の役割としては、国際的にはどうなのか、国内でもしやれるとすればこれしかないが、限界もありますと、その分岐点を示して、それを粘り強く一生かけてでも社会に問いかけるといふことだと思う。諸外国も苦しんでいる。この 10 年間の一番の反省は、NUMO や電力会社に任せて、政府がそうした取り組みを真剣にやらなかったことだと思う。今回は社会的議論が高まり、学会でもご議論いただけている、そのことに大きな意味がある。ここ数年で社会的な関心が高まってきたことは自分としては評価したいと思っている。

：まだまだ議論が尽きないと思うが、問題の巨大さに比べて時間が極めて限られているこ

とが否めない。本日は率直な意見交換ができたので、今後も必要に応じてこうした議論を続けさせていただきたい。続いて、北海道大学の吉田教授から環境経済学の視点からのご報告をお願いしたい。

(2) 参考人ヒアリング

資料 6～7 に基づいた説明があった。

- お招きいただいて光栄である。環境経済学・廃棄物経済学から見た高レベル放射性廃棄物問題ということで、学術会議の「回答」を支持し、補強する立場からお話をしたい。
- 3月に大学をいったん定年退職し、特任教授となった。日本の辺境である北海道に36年間在住し、研究を続けてきた経験を踏まえて報告したい。また、修士論文のテーマは「エネルギー革命」であった。東海村やセラフィールドの再処理工場でプルトニウムの現物を目の当たりにし、これは大変な問題だと感じた経験がある。再処理と高レベル放射性廃棄物の問題はつながっていると認識しており、そういう視点からお話ししたい。
- 一番大事だと思っているのは、学術会議の「回答」において指摘されている、エネルギー政策、原子力政策における社会的合意を欠いたまま、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の合意形成を求めるといった転倒した手続きに問題があったという点である。全くその通りだと思っている。これについては、北海道の幌延問題や、現在の函館市と大間原発の問題について後で述べたい。「地元」に対する経済的誘導策が先行し、その周辺の地域からの反対に遭遇するというパターンを繰り返してきている。そして、「地元」の範囲が実際に影響を受ける範囲よりも極めて狭いという問題が北海道の事例では非常にはっきり伺える。
- 廃棄物経済学という分野があるとすれば、一般廃棄物から産業廃棄物、ハイテク産業に関係する廃棄物問題、いずれも研究してきた。通常の廃棄物処理の原則は、廃棄物を無害化処理するということである。また、工場立地と廃棄物処分方策や処分地の確保はセットであるし、廃棄物処理の第一次的発生者責任、費用負担ということもはっきりしている。その上で、処分の仕方によってはさらに管理責任が生じる。
- もう一つ大事なものは、廃棄物のフローとストックの区別である。経済学の概念を廃棄物管理にも応用するものだ。これは総量管理の考えに深く関わる。例えば水銀問題は水俣条約で再び問題になっているが、これまでに出てしまった廃棄物がどれだけあるか、これがストックで、これからどのぐらい排出されるであろうか、これがフローだ。これは市場に流通する様々な製品に含まれるものもあるし、また、石炭の燃焼に伴う水銀の発生量というのも膨大だ。ストックとフローを区別しながら関連したものとして捉えるのが廃棄物管理においては重要だ。この観点から学術会議の提案を評価できるということを訴えたい。
- また、循環型社会形成基本法が定められており、3Rということが謳われている。天然資源の消費を抑えて、環境負荷をできる限り下げる、いわゆる Reduce、Reuse、Recycle

というものである。しかし、放射性廃棄物はこの法律でいう廃棄物から除外されている。その理由は、まず有害性の除去の困難性、人類の生存圏からの隔離可能性も不確実、超長期にわたる管理保管の必要性と困難性、使用済み核燃料の再処理に伴うプルトニウム分離、軍事利用との関連、廃炉や事故炉の処理の問題などが挙げられる。制度上の問題としても、「国策民営」による発生者責任の不明確さ、事実上の処分地選定の先行などが挙げられる。

- 学術会議の回答に沿って補足すると、高レベル放射性廃棄物処分に関する政策の抜本的な見直しの必要性はその通りだし、これは同時に再処理の問題でもあるということを確認せざるを得ない。多額の費用を投じて、再処理施設も高速増殖炉も完成の見通しが無いにもかかわらず、再処理方針の抜本見直しを先延ばしにしている。これは日本のプロジェクト不滅の法則、とも呼ばれる。あるいは、先ほど政治学ご専門の委員からもご指摘があったが、丸山真男のいう「日本の無責任の体系」という問題にも結びついている。
- 科学技術的能力の認識の限界の自覚と科学的自律性の確保、これも全くその通りだが、日本の場合の問題点は、各省庁の審議会方式、これが諮問機関であるので諮問事項にしか答えられない、そしてその機関が専門家を選んでいる。だから、科学者集団の独自の技術的議論の場がない。ドイツの場合は、脱原発を最終的に決めた委員会は原子力以外の専門家による倫理委員会であった。ドイツでは原子力以外でも倫理委員会が度々つくられてきた。国会でも、国会アンケート委員会という機関を設置し、重要問題については、かなり時間をかけて、公聴会を開いて専門家が政治家・国民と対話する場を作り上げてきた。こういうシステムが日本ではなかなかできないことが問題だ。
- 暫定保管・総量管理についても基本的に「回答」の提案に賛成だ。現段階における有害性の除去と超長期にわたる管理の必要性を考えると、処理技術の進歩を見据え、取り出し可能な形で暫定保管をする必要がある。ただし、暫定保管をする場合でも、かなり強固な環境的な安全性が確保できる場所でなければできないことも明らかだ。
- 総量管理については、先ほど申し上げた廃棄物のストックとフローという考え方を適用し、とりあえず、すでに発生しているストック量だけでも、処理量と方法を明確にする必要がある。フロー発生分については、脱原発を巡る議論や再処理をどうするかという議論と結びついているので、その議論の場で併せて議論すべきだ。ただ、ストックとフローをはっきり区別していくということは、学術会議の総量管理の考え方をサポートすることになると考えている。
- 続いて、負担の公平性に対する説得力ある政策決定手続きの必要性であるが、これも全くその通りだ。舩橋委員長が強調される、受益圏と受苦圏の分離の問題や、金銭的誘導方式の限界等である。後で述べるが、幌延や大間の問題では全くその通りの問題が生じている。
- 討論の場の設置による多段階合意形成の手続きの必要性についても、全くその通りだ。

この点では、いわゆる脱原発をめぐる国民的議論が民主党政権時代に一度行われたわけだから、その際の成果と課題の検証が必要であろう。

- 問題解決には長期的な粘り強い取組みが必要であることへの認識も全くその通りだ。ただし、「トイレなきマンション」という表現は誤解を招くので避けるべきだ。「急いでトイレを作れ」という議論を導きやすいからだ。
- ここから北海道の事例について話したい。1978年4月に北海道大学に赴任し、その後、幌延問題が生じた。幌延町は稚内から60km南、稚内空港から急げば1時間で到着できる場所だ。現在存在する新地層研究センターは隣の豊富町との境目だ。幌延問題で最初に問題になった立地地点はもっと海側で、場所は変わったのだが、宗谷本線の沿線で、利尻・礼文・サロベツ国立公園に隣接する湿地帯であり、どう見ても適地にはなり得ない場所なのに、どうしてこうなってしまったのかという問題がある。
- 幌延町には北海道大学の天塩演習林がある。そこへ学生を連れて行き、酪農や林業、土木業の実情、生活の様子を調べさせたことがある。1980年代の後半のことだ。
- いろいろな経緯があったが、なぜこうなったかという問題の最大の理由は地元が誘致したからだ。なぜ地元が誘致したかといえば、時の科学技術庁長官の中川一郎氏の友人が幌延町の町議会議員であったからだ。この人物は後に町長になる。幌延町は酪農地帯であるが、土建業が強かった。これは農地をつくるのに、湿地帯を改良するという事業があり、そこに膨大なお金を使ってきたからだ。この事業は今でも続いている。この結果、町の実権は土建業者であり、町議会議員十数名のほとんどがその関係者である。
- 補助金が下がってくる中、誘致事業の補助金や関連事業が狙われた。また、酪農は大規模に行われているので、多額の負債を抱えることになる。1000万円といった単位である。そこで、補助金をもらって基金にして負債の減額を図りたいということになる。地元の農協がこのことに熱心だった。
- 幌延町には雪印バター工場と北海道大学の演習林という二大事業者があったために、自立志向が弱い。また、人口も現在は2500人、当時は3000人を切るかという水準であった。当時の動燃にとっては、住民が少ないので補償金の総額が少なく済むという計算があったというのがもっぱらの噂である。
- 町が誘致決議を行い、動燃が貯蔵工学センターの概要を出す、そして、周辺の町村や北海道が皆、反対する中で動燃が現地調査を強行し、道議会も反対決議を行い、膠着状態になった。
- 先ほどの話を聞いていて、なぜ信頼が得られないか、という議論があったが、それは、こうした信頼が得られないようなことを動燃が実際にしたからである。機動隊まで投入され、逮捕者まで出て、夜中に調査をして、「こそ泥のようだ」と批判された。
- なぜ動燃がこうしたことをしたかといえば、「私たちは国の政策を背負っているのだ」という錦の御旗があったからだ。先ほどの議論を聞いておかしいと思ったのは、NUMO、動燃が改組した組織に任せていたのが問題だとの発言があったが、そもそも、

動燃や NUMO は「自分たちは国の政策を担っているのだ」という気負いがあるからこそ、こうした強行突破をした。このことは経緯を見れば明らかだ。

- 結局、2000 年になってから、北海道と幌延町と核燃サイクル機構が三者協定を結び、深地層施設はつくるが、いわゆる「核抜き」、放射性廃棄物はいれないということで妥協が図られ、施設がつくられて、現在も掘削が行われている。350m から事実上 500m まで掘ることになっている。すでに 2 回訪問したが、すでに莫大な資金を投じている。出水もある。横が湿地帯だから条件は悪い。熱を入れた試験もやるが、現物はいれない、そういう状況になっている。
- この写真は現地のものだが、鉾山の縦坑を掘るような施設があり、その横に研究施設がある。この研究施設には莫大な費用が投じられていて、大学の施設の建設単価の 2 倍か 3 倍かかっていると思われる。外国人の研究者も入っていて、研究をやるということで存在価値を出している。
- 幌延町の現在だが、これは HBC という北海道のテレビが今年の 3 月 11 日に報道した内容だ。それによると、「核廃棄物の実験施設を抱える幌延町は今年、原子力立地給付金を町の財政に繰り入れるのではなく 8 年ぶりに町民各世帯に 8100 円ずつ給付することを決めました」という。これは、毎年電源立地地域交付金を幌延町は 1 億円以上受給しているが、町長が先ほどあった NUMO の調査に手を挙げようとして、批判されてやらなかったという事情がある。町の人に聞くと、「(給付金を) いただけるということはうれしいことなのかもしれませんが、そのあとに控えている問題がちょっと難しいので…」というコメントが出ている。これは、国が候補地点を決める、という報道に敏感に反応しているものである。
- それから、北海道大学文学部の社会心理学の教室がアンケート調査を実施した結果がある。これは、現地と、札幌と、東京の市民にインタビューをしたものだ。まず、この問題について知っている人が首都圏と関西圏ではほとんどいない。プロセスについては、どちらとも言えないという回答が全体的に多かったが、否定的な意見が肯定的な意見を上回った。そして、「自分を幌延町の住民だと仮定したときに抱く幌延深地層研究センターへの感情として、幌延町が高レベル放射性廃棄物の処分地域として既成事実化されないかどうかを心配する声が多かった。また、将来世代に対して研究施設が存続することを申し訳なく思う気持ちや、交付金目当てだという批判を受けないか心配する声も多かった。」という。これが調査の結果である。
- この幌延の事例に加えて、最近では、再処理に関連し、かつ、「地元」の範囲をめぐる典型的な問題がある。それが、新聞等でも報道されている、大間原発の立地について、函館市長が提訴するというものである。これは結局、「地元」の範囲が非常に狭く、被害地元になり得る周辺地域の意見や懸念が聞き入れられないということで、函館市が国と電源開発を相手取って建設差し止めを要求するものである。
- この問題は、30km 圏内なのでいわゆる防災計画を立てなければならない、と要求され

ているのに、立地そのものについては正式な意見表明の機会がなかったということである。函館市側としては、自治体崩壊という壊滅的な被害を受ける懸念にさらされていると認識している。

- 実際、北海道に住んでいると、この計画に出て来る地図は、青森県までしか描かれていない。その北に北海道があり、人が住んでいる、30km 圏内に 37 万人住んでいる、青森県側には 8 万人しかいない、それでも「地元」は青森県だけになっている。実際に 3.11 の時と同様のシミュレーションを大間原発で行えば、室蘭までプルームが飛んでくると示されている。
- これに関する問題点については、朝日新聞に論文を寄稿したが、大間原発はフル MOX 炉であり、再処理工場の稼働とセットになって、これまで原発を持ったことのない電源開発が建設しているものである。37%まで進捗しており、3.11 の後 1 年半は建設作業が中断されていたが、また再開された。活断層問題とか、津軽海峡が国際海峡であり、北朝鮮やロシアも含めて、潜水艦を浮上させて攻撃できるというリスクの問題も非常に大きい。
- 函館を訪問すれば明らかだが、観光都市であり漁業都市である函館の目の前に大間原発がつくられており、これに対して函館市は何も言えない。この写真はその問題を示している。先ほども指摘したように、合意形成や説明がされないままに、こうした状況に至っている。プロセスに問題があることは明らかだ。
- 申し上げたかったことは、学術会議の「回答」の内容を基本的に支持して、環境経済学・廃棄物経済学の立場からこれを補足・補強した。特に、フローとストックとか、普通の廃棄物との違いを認識することの必要性を訴えた。また、この問題は使用済み核燃料の再処理問題と結びついているので、そのことと併せた検討もどうしても必要であろう。そして、幌延問題であれ、大間の問題であれ、「地元」の範囲の設定が極めて重要である。被害地元になり得る地域、実際に防災計画を作らなければならない地域が立地決定に発言できないという理不尽の存在である。函館市長が実際にそう主張している。彼は保守系で、脱原発でも無い。しかし、市議会に上程し、この訴訟への支出を求めた。これは重要なことだと思う。これは直接的には高レベル放射性廃棄物問題ではないが、再処理問題を介して、日本の政策意思決定のあり方を問うているのだと思う。

【質疑応答】

: 時間は限られているが、自由にご議論いただきたい。

- 私は北海道札幌の出身で、大間も函館も遊びに行ったことがあるので、身近に感じた。質問は 2 点ある。1 つは、幌延の施設に関しても動燃がかなり無茶なことをして、信頼が失われたというご報告であったが、先ほどのご報告に対してと同じ質問だが、社会的信頼が欠けていることに対して、どのような施策を採れば、信頼回復が可能となると想

定されているか。もう1点は、政治学者は境界事例・限界事例を想定してそれに対する対応策を考えるという思考実験をよくするので、そうした仮定の質問だ。全国の全自治体が受け入れてもいいよという場合には適地を探せばよいが、全ての自治体が受け入れられないと言っても、最終処分ないし暫定保管の施設は必要なわけで、もしそうした状況になった場合に、どうすればよいとお考えか。

- 信頼回復については、今の原子力問題、原発事故問題と全く同じだ。原発事故についてはなぜこうなったかということについての3つの報告書が出されたが、それと同様の過去の経緯の分析をきちんとやらなければならない。北海道の場合は動燃の評判が悪くなったことには理由がある。動燃だけではなく、立地については、一部の政治家と結びついて既成事実を重ね、説明を怠り、夜陰にまぎれて調査をするという行動をしたという事実がある。動燃の側は、国の政策を受けているから正統性があると思ってやったことだ。だから、プロセスと意思決定の仕方についても一度検証する必要がある。これは広い意味での原子力政策の再検討にもなる。福島事故の検証だけではなく、例えば、船橋委員長が取り組まれてきた、下北半島の一連の施設の経緯などもそうだが、地元の利害の対立、政治的対立を巻き起こした、長い長い苦闘の歴史がある。そういった問題の検証までさかのぼらないと、本当の意味での理解は得られないだろう。2つ目のご質問については、おっしゃるように、**Not in my backyard** になっている。若い頃、いろいろな関連施設を見学したと申し上げたが、それは、京都大学時代の恩師が、まさにこの学術会議でエネルギー関係の委員会の委員を務められ、それに同行したものであった。その時の議論で印象に残っているのは、旧原研の故中島篤之助氏が、中間貯蔵すべきだということと、結局は原発の立地地点に置かざるを得ないだろう、原子力発電所を持つということは、いろいろな補助金などのメリットがあっても、そういうリスクも背負うということを感じてもらわなければダメなのだ、と当時から訴えていた。どこも受け入れ地域が得られないのであれば、よほど立地条件が悪い場所以外は、原子力発電所の近くに暫定保管するということにならざるを得ないと思う。米国のハンフォード原子力施設も見学したが、コロンビア川沿いに隣の州まで汚染し、未だに解決していない。ユッカマウンテンもご破算になった。ご存じのように、ドイツも地下水問題により、ゴアレベンとアッセが両方ともやり直しになっている。先ほどの議論を聞いていると、あくまでも地下処分の方向に行こうとしているが、あまりにもリスクが大きい。しかも地震の問題に触れていない。したがって、いろいろな条件を付加しなければならないが、原子力発電所に関連した施設に置かざるを得ないのではないかとというのがとりあえずの答えだ。既存の原子力発電所については、再稼働の問題もあるが、使用済み核燃料をどうするかという問題があって、かつ、この高レベル放射性廃棄物の問題がついてくる。しかし、どうしようもないのであれば、先ほど申し上げたような方策で対処するしかないと思う。イギリスのセラフィールド地域やソープ施設も見学してきたが、結局あの地

域が全部、再処理以外にも放射性廃棄物処分の関連事業もやろうとしている。様々な経緯からそうってしまった。解決策はないが、とりあえずそうした対処をせざるを得ないのではないか。

- 「地元」の範囲についてお伺いしたい。被害地元であるにもかかわらず発言権がないというのは私も問題だと思うが、このロジックは今までの日本のやり方が変わらないともいえる分、地元の範囲を広げて、公金をばらまく範囲を広げるということで決着してしまうのではないか。周囲の自治体は騒いでお金をもらいたいのだ、ということで決着してしまうのではないかと懸念する。実際、立地交付金も隣接自治体には配布しているし、あまり表にはならないが、ほかの手段でもばらまいている。その意味では政府・事業者は対策を取ってきている。このままのやり方だと、「地元」は広がるが、それは利益散布の範囲が広がるだけで、コストは上がるが、それも皆で薄く広く負担すればよいという話になり、結局お金で解決するということになる心配はないだろうか。もちろん、お金すら受け取らずに被害だけ受けるというのも不公正であろうが、では、お金を配ればそれでいいのかというと、単に「地元」を広げるということには、これまでの仕組の問題を拡張するような懸念もあるように思われるが、いかがか。

また、2点目として、発生者責任が原則である。廃棄物を出すのなら、無くすところまで予め考えて意思決定しろ、という議論があったと思う。総量管理のロジックの基底には、新たに原発を作るか作らないかはどちらでもよいが、作るときに廃棄物のことを考えろ、自分のところで処理する見通しを立てろという含意があるように思う。これに対し、どう処理するかはあずかり知らないが、とにかく、作る方は作る方で決める、他方で廃棄物が出たらその時考える、というのが先ほど資源エネルギー庁から示された整理であるようにも思う。このあたりについての参考人のご意見はいかがか。

- 特に後者の点についてはその通りだ。先ほどの今ある原発に置かざるを得ないという問題とも関わる。今の日本の体制では、青森に使用済み核燃料を持って行く、あちらに移すということを前提にしてやってきたが、再処理を止められないのは、青森が、それなら使用済み核燃料を各原発に戻す、と言うので、再処理を止めるとは言えなかったという問題がある。普通の工場なら廃棄物の処分法や処分場所の見通しがあって建設・運転できるのに、原子力については、国が面倒を見るということで、それをやらなくていいということでやってきてしまった。その矛盾が出てしまっている。したがって、原発を持つ、受け入れるというのはそういうことだ、つまり、いろいろな補助金がつりあえず出ようとも、廃棄物処分についても最後までその場所で面倒を見るという意味だ、操業上のリスクもついてくる、そのことをはっきりさせることが必要だ。最初のご質問について、確かに、そのような対処をしようという話は出てきた。しかし、実際に、幌延においても、周辺町村が反対していたことを切り崩すためにお金をばらまくことも、政治

的な切り崩しも盛んに行われたが、それでも解決しなかった。泊原発の問題でも、恩恵は周辺四町村に限られているのに、30km 範囲の防災計画を作れという話になっていて、これも明らかに齟齬を来している。確かに、おっしゃるように、お金をばらまく範囲を広げれば良いというアイデアは、やってきたし、やり続けるだろうが、それでは問題は解決しないと思う。特に、避難計画を 30km 圏内で作る、さらに大変だ、という話になっているので、そのことは大きいと思う。

- 幌延問題は泥沼化してしまってきたが、どの時点で事業者側がもう少し違った態度を示していれば、合意形成に向かう議論、泥沼化を避ける議論ができたのか。その分かれ道はどの時点にあったのか。
- 結局、泥沼化を避けるために、「核抜き」という三者協定が結ばれたと理解している。ただし、証文は額縁に入れられて置いてあるが、それは政治的な状況次第で変わりうる、という懸念はあり、そういう指摘も前からなされている。突っ走りすぎて膠着状態になってしまったから、政治家も道も動いて、妥協の産物として「核抜き」になった。現状については批判派もいるし、今後については不透明だと思う。
- もちろん、ある程度事柄が進行してからの打開策としてそういう話が出てきたことは理解しているが、そもそもこうした問題性を持つ施設を立ち上げる際の出発点において、もっとこうしたことを本来やるべきだったのではないか、という観点ではいかがか。
- 貯蔵工学センターの概要発表という出来事があったが、その内容は 3 つぐらいの案があり、どんどんどんどん、内容が変わった。また、その前段階として、泊の次の原発を誘致しようとしたらあまりにも地層が不適だということで断られ、次には低レベル放射性廃棄物処分場を誘致しようとしたら下北に立地することになり、では高レベル廃棄物、ということで誘致する側もどんどん変わった。誘致する側も無責任、立地する側も無責任であった。当時の文書を図書館で調べると、ものすごく大量の宣伝がなされていて、シリコンバレーになる、熱を使った研究など様々な研究が行われる、そういったバラ色のプランがばらまかれた。こうしたことは科技庁を背後に動燃がやったことだが、手を挙げてくれるところがあるのだから、ということで突破しようとした。そして、動燃は「国の重要な施策を担っている」という自負があった。これは当時の記録を読んでも伺われることだ。しかし、道知事は反対、周辺市町村も周辺の方が人口も多いのに何の断りもない、ということで反対が起こった。そこで、切り崩しが行われた。町議会議員、農協、商工会議所など、利害が複雑に絡むことを利用して、動燃は背後で切り崩し工作をおこなったが、最終的に道知事がメンツをかけて反対するという事だったので、膠着状態に至ったものである。

- 泥沼になったということを政治学的にどう評価するかは難しい。例えば、反対派からすれば、泥沼になったから施設ができなかった。上手にやられたら施設が完成していて、かえって迷惑であったということにもなりうる。社会的合意に関する研究自体が、合意とは作るという意味で一定のイデオロギー的あるいは政策的なバイアスを持っているのか。あるいは、合意によって作らない、作るどちらもなりうる、という中立的なことがそもそもありうるのか。合意というのは政策的にニュートラルでありえるのか。こういう研究をやる場合にどういうスタンスを取ればよいのか。たとえば、まちづくりの研究でもよく合意形成と言われるが、合意形成とは再開発の実施で、このまま住み続けたいので合意形成はない方がよい、そういう意見もまた、よく聞かれる。他方、合意形成の研究には比較的豊富に研究投資がなされたりする。これは、何かの事業を進めたいという政策的なバイアスがかかっているのか。ニュートラルな学術研究たり得るのか。
- ドイツでも放射性廃棄物処分場の出直しの問題は重要だと認識されていて、ベルリン自由大学などでもプロジェクトが行われており、重要な研究課題だと思う。ただ、北海道の場合は、候補地にもなり得ないような自然条件の町が名乗りを上げてしまったというのが、合意形成の前段の問題として存在する。湿地帯で国立公園に隣接している場所にこうした施設をつくろうなどという話がすでに異常であり、周囲が反対したのも当然である。それに計画推進側が乗かってしまったのが間違いの始まりだ。通常の合意形成の話とは性質が異なると思う。

(3) 今後の審議の進め方について

船橋委員長：今後の運営等についてお諮りしたい。まず、3月20日の議論の議事要旨の確認を行いたい。特にご自身の発言個所について訂正の要請があれば、今日、あるいは場合によっては次回以降でもよいのでご指摘いただきたい。

- 参考人の方には議事録の確認は並行してお願いしているのか。(山地技術分科会委員長)
- 委員各位に回覧する際に同時をお願いしている。役員のチェックの後、委員と参考人にお諮りするという手順で行っている。
- では、この場で委員各位がお気づきの点は承っておいて、参考人の方の確認もいただき、最終的な承認はその次の回ということになるのではないか。

：では、そのような段取りで確認を進め、次回に最終的な確定をしたい。続いて、今後の委員会の運営について、それぞれの分科会で打ち合わせが必要かと思う。社会分科会の次

回会合は4月24日の午前10時から午後12時までである。今回は核燃料と原子力関連施設が集積している青森県で住民運動に関与してこられた浅石氏と山田氏からお話を伺う。なお、青森県知事の意見を伺いたいという依頼をしたが、すでに各所で発言しているので、それを参照されたいという回答であった。そこで、知事が多忙であるのであれば、副知事や担当部局の幹部職員にお願いしたいと依頼したが、それも辞退された。住民運動側の視点だけで議論するのは片面的であるので、青森県知事等が出している公式見解を集めて、資料として検討材料にしたいと考えている。さらにその先の見通しについては、4月24日に議論したいが、委員長としては、その後は各委員にそれぞれのご専門に即したレポートをお願いし、それを積み重ねて提言につなげたいと考えている。

：今回の社会分科会会合については、できるだけ情報を共有する観点から、技術分科会の委員も可能であればオブザーバ参加いただきたい。技術分科会のヒヤリングは一通り終了し、残る論点としては、暫定保管期間中に取り組むべき課題だが、それについてはまとめの議論をする際に検討したい。むしろ、今日は間に合わなかったが、報告書の目次案を作成し、これを電子メールで事前に回覧し、コメントをいただいた上で、今回の会合の日時を設定し、目次案に沿って原稿を準備していくという段取りにしたい。最終的な成果物の形態については、親委員会や社会分科会と相談したいが、一般的に学会の刊行物は、本文は最大20ページ程度とされており、それ以外は付録ということになるので、今回の審議で用いた貴重な資料はそちらに回すことになると思う。電子メールによる議論で目次案を検討し、日程調整も電子メールで行うこととしたいが、いかがか。

○ 他の委員会にも関与しており、そこで今期の成果物刊行のスケジュールを問い合わせたところ、提言案は4月末までに完成し、その後は担当部会の査読に入った上で、最終的に幹事会に確認を行うとの日程を聞いた。この委員会はどういうスケジュールで取りまとめを行うのか。

：会長からの一般的方針としては4月末日までの提言案提出が求められている。背景として、今年9月末で今期が終了し、会長・副会長の任期も終わるため、役員としては任期中に区切りを付けたいという考えがある。そうすると、各委員会から膨大な数の提言が一挙に出されるので、極力、4月末までに提出して欲しいということである。しかし、万一5月以降にずれ込んだものも門前払いほしなと聞いている。全てが5月、6月に来ると処理できないが、かなりの部分が4月末までに準備してくれれば、どうしても問題が複雑で後ろにずれ込んだものは、なんとかなるという状況だと理解している。

○ その上で、では、成案はいつまでになるのか。

：社会分科会は4月24日で聞き取りが一巡するので、5月に提言に盛り込むべき論点の提示を各委員から募ることにしたい。それを踏まえて、役員において素案を作成し、全委員にお諮りするようにしたい。ギリギリどんなに遅くとも、6月前半には提言を出さないといけないので、5月の連休明けに一度委員会の議論をすることになると思う。

：9月任期が終わるのは会員と連携会員だ。各会員は2期務めることになっているが、自身も任期の終わりを迎える。また、70歳定年制度もある。したがって、会員・連携会員の入れ替えもある。しかし、親委員会の前身の委員会も期末を挟み、また、東日本大震災を経験したので、記録を残して次の期の委員会につないで審議を継続し、「回答」を仕上げた。そういう段取りもありうると思うが、もちろんなるべくそういう展開は避けたいとは考えている。

：誤解のないように申し上げるが、社会分科会は、4月に2回の会合を開いているが、本来は3月に予定されていた。これは、参考人のご都合を調整した結果のやむを得ない措置であったことをご理解いただきたい。そのために1ヶ月ずれ込んでいるということである。

○ なお、親委員会、両分科会いずれも、設置期限が5月末日までとなっている。現在の審議状況に鑑みると、延長の手続きが必要となることをお含み置きいただきたい。

船橋社会分科会委員長：承知した。手続き方、よろしく願いしたい。

以上